

広島県告示第百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年一月二十四日

廣島県知事 湯崎英彦

所在 地	土 砂 災 害 警 戒 区 域	区域の名称	四 樅谷川(三七)
広島県廿日市市宮島町地内	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流
表区 域 示の	表区 域 示の	表区 域 示の	次の図のとおり
土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	区域の名称	
土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
号三律の土戒定第区域年施推砂区す九条の表二示る事十成る対ける警規法 で政行進災域の土砂災害にび 定令令に害等土砂災害項及 め第八平するお害にび 事十成る対ける警規法 項四十法策にび	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九条の表二示る事十成る対ける警規法 で政行進災域の土砂災害にび 定令令に害等土砂災害項及 め第八平するお害にび 事十成る対ける警規法 項四十法策にび	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九条の表二示る事十成る対ける警規法 で政行進災域の土砂災害にび 定令令に害等土砂災害項及 め第八平するお害にび 事十成る対ける警規法 項四十法策にび	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。